

- 1 工賃向上計画について
- 2 農福連携について
- 3 お試し発注サポート事業について

令和8年(2026年)3月12日

障がい者支援課 社会参加班

## 趣旨

- 障がい者ができる限りその能力や適性を活かし、地域で自立した生活を送るため、福祉的就労の場である就労継続支援事業B型事業所等の工賃水準の向上を図ることを目的として策定
- 『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針(令和6年3月29日付け国通知)に基づき策定

## 計画期間

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

## 対象事業所

- 就労継続支援B型事業所
- 就労継続支援A型事業所(基本指針に基づき工賃向上計画を作成し、工賃水準の向上に意欲的に取り組んでいる、利用者と雇用契約を締結していない事業所に限る)

# 就労継続支援B型事業所等が作成した工賃向上計画から見える課題

## 1 経営・運営に関する知識・技術の向上

- 単価設定に関する知識や交渉スキルの獲得
- 収益が見込めない作業の洗い出しや中止の検討
- 生産体制の整備や在庫管理等、経営・運営に関する視点の獲得
- 新型コロナの影響かでも収入が減少しない体制づくり等、非常事態に備えたリスク管理

## 2 安定かつ継続した請負作業の確保

- 年間契約や定期発注など、安定的な収入源の確保
- 多様な発注先の開拓
- 他の就労継続支援B型事業所等と連携した大口発注への対応力向上

## 3 より魅力的な商品開発や販路開拓、効果的なPR

- 消費者ニーズを踏まえつつ、同業他社との差別化を図れるような付加価値のある商品開発
- 合同販売会の開催や販売
- 個別の販路拡大活動や積極的な広報活動

## 4 他機関等との連携による販路等の開拓及び品質等の向上

- 道の駅など、より幅広い販路開拓
- 地域の商工会や市町村と連携したより幅広い販路開拓
- 施設外就労先の確保や販路まで含めた農業との連携等、農業分野とのより幅広い連携の強化
- 農業知識・技術の獲得による品質・生産性の向上
- 食品の品質保証や衛生管理技能の向上

# 第5期計画での工賃向上に向けた取組み

## 1 経営・運営に関する知識・技術の向上支援

### (1) 研修やセミナーの開催

オンデマンド配信等、時間にとらわれない受講方法や、好事例の紹介による普及を図る

## 2 安定かつ継続した請負作業の確保に向けた支援

### (1) 商談会の開催

### (2) 民間企業への「お試し発注」の支援

### (3) 農福連携コーディネーターの設置

### (4) 地域での就労継続支援B型事業所等の横の連携支援

### (5) 優先調達への推進

### (6) 共同受注への推進

これまでのマッチングを中心とした支援に加え、試用期間の導入や事業所の横のつながりによる発注数増を支援

## 3 より魅力的な商品開発や販路開拓、効果的なPRに向けた支援

### (1) 販売会の開催

### (2) アドバイザー派遣

### (3) 優先調達及び共同受注、ふるさと納税の活用

事業所の計画で特に記載が多かった商品開発について、研修のような間接的な支援に加え、アドバイザー派遣による直接的な支援を導入

## 4 他機関等との連携による販路等の開拓及び品質等の向上支援

### (1) 庁内や民間の農業分野との連携支援

### (2) 民間の商工分野との連携

### (3) 地域連携

これまで行ってきた他部局との連携強化に加え、専門機関や地域と連携した支援体制を整備

# 平均工賃月額

## 平均工賃月額目標額

(単位:円)

	第4期			第5期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
工賃月額	15,600	15,900	16,200	21,398	22,147	22,922

## 平均工賃月額実績額

(単位:円)

	第4期			第5期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
工賃月額	15,760	16,296	21,108	22,573	—	—

※R5年度実績は、R6年度の報酬改定による工賃月額の算出方法が変更となったため、大幅に増額となった。

## 工賃向上計画の見直しについて

R7年度の実績を踏まえ、達成状況を評価し、その結果に基づき計画を見直してください。

また、目標工賃達成加算（※）の取得を目指す場合は、

R8目標  $\geq$  R7工賃実績 + (R6全国平均 - R5全国平均) となる必要があります。

1,492円

※ (R6) 24,141円 - (R5) 22,649円)

計画を見直した場合は、修正後の計画を令和8年5月末までにご提出ください。

※目標工賃達成加算：「目標工賃達成指導員配置加算」を算定している事業所が、計画に掲げた工賃の目標を達成した場合に算定できる。

# 農福連携について(R7年度の取組み)

## (1) 農福連携コーディネーター事業

- コーディネーター1人を障がい者支援課に配置
  - ①農業者と福祉事業所とのマッチングを支援
    - ・障がい特性に応じた作業の確認
    - ・作業環境の確認(現場・トイレ・休憩所等)
    - ・お試し作業の実施
    - ・作業条件の確認(期間・時間・賃金)
  - ②農福連携に取り組む福祉事業所の開拓
    - ・JAと連携し、新規の作業を開拓
    - ・農福連携に取り組む農業者から、新規の作業を開拓
  - ③農業側との一体的な支援
    - ・農林水産部の補助事業で農福連携総合窓口となっている熊本県農福連携協議会と連携・協働

## (2) 農業アドバイザーの派遣

- 農福連携に関する課題解決等  
希望する福祉事業所に、目的に応じた農業アドバイザーを派遣

## (3) 研修会の開催

- 福祉事業所向けに農福連携に関する研修会を実施
  - ・11/19 農福連携の基礎
  - ・12/5 優良取組事例の紹介

## (4) 農産物販売会の開催

- ・県庁プロムナードで「農福マルシェ」を実施
- ・ゆめタウンはませんで販売会・商談会を実施

### ▼マッチングの推移(件数)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
マッチング契約件数	11	35	50	42	74	65	277
新規福祉事業所数	11	15	12	10	19	8	75

参考：就労継続支援事業所数 421事業所(A型：157 B型：264)／R7.4.1現在



# お試し発注サポート事業について

令和7年度から、県内に事業所を有する就労継続支援事業所への業務委託・発注を初めて行う民間企業等に対し、補助金を交付し、就労継続支援事業所への発注の良さを知っていただく機会とし、その後の継続的な契約につなげる「お試し発注サポート事業」を実施しています。

## ◆ 補助の対象となる方

- ・熊本県内に事務所又は事業所を有する法人及び個人事業主（公法人は除く。）であって、次のいずれの要件も満たすもの。

- 【要件】
- ・初めての業務委託及び発注であり、今後取引を考えていること
  - ・事業完了後、本事業へのアンケートに回答すること
  - ・農林水産部のお試し農福連携支援事業の対象経費ではないこと

## ◆ 補助の対象となる取引

- ・熊本県内に事業所を有する就労継続支援事業所が行う役務の提供や製品・商品の販売に関する取引。  
ただし、同一法人内での業務委託及び発注を除く。

< 例 >

- ◆ 清掃・データ入力・発送等の作業
- ◆ 名刺・パンフレット等の印刷 など

※ 対象法人等に属する個人が個人として行う取引は除く。

